

○議事日程

令和6年9月5日（木） 第2日

- | | | |
|-----|----------------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第 2 | 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて
（令和6年度岐南町一般会計補正予算（専決第2号）） |
| 第 3 | 議案第37号 | 岐南町監査委員条例の一部を改正する条例について |
| 第 4 | 議案第38号 | 岐南町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 5 | 議案第39号 | 町道路線の廃止及び認定について |
| 第 6 | 議案第40号 | 工事請負契約の締結について
（下印食雨水幹線整備工事） |
| 第 7 | 認定第 1 号 | 令和5年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 8 | 認定第 2 号 | 令和5年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 9 | 認定第 3 号 | 令和5年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第10 | 認定第 4 号 | 令和5年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第11 | 認定第 5 号 | 令和5年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第12 | 認定第 6 号 | 令和5年度岐南町水道事業会計決算の認定について |
| 第13 | 認定第 7 号 | 令和5年度岐南町下水道事業会計決算の認定について |



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

10 名

1 番

広 瀬 恵理子 君

2	番	加 藤 雅 浩 君
3	番	長谷川 淳 君
4	番	村 山 博 司 君
5	番	松 本 暁 大 君
6	番	三 宅 祐 司 君
7	番	松 原 浩 二 君
8	番	櫻 井 明 君
9	番	渡 邊 憲 司 君
10	番	木 下 美津子 君

○欠席議員 な し

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後 藤 友 紀 君
副 町	長	傍 島 敬 隆 君
会 計 管 理 者		小 関 久 志 君
総 務 部 長		堀 場 康 伸 君
総 合 政 策 部 長		安 田 悟 君
福 祉 部 長		岩 田 恵 司 君
土 木 部 長		井 上 哲 也 君
住 民 部 長		小野木 崇 夫 君
総 務 課 長		服 部 貴 司 君
財 政 課 長		記 野 雅 之 君
総 合 政 策 課 長		摂 田 真 広 君
羽島郡二町教育委員会総務課長		岩 田 由 美 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	三 輪 学
書 記	西 脇 信一郎

開議

午前10時00分 開議

○議長（櫻井 明君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

本日、野原弘康教育長が所用により会議を欠席、代わって岩田由美羽島郡二町教育委員会総務課長が出席しておりますので、ご承知おきください。



第1 会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井 明君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則120条の規定により、議長において3番 長谷川 淳議員、4番 村山博司議員の両君を指名します。



第2 承認第4号

○議長（櫻井 明君） 日程第2、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岐南町一般会計補正予算（専決第2号））を議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

2番 加藤議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

議長のお許しをいただきましたので、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて質疑をいたします。

内容につきましては、国の制度開始による国の事業を町がやるということで、内容的にはいいんですけれども、今回、この専決処分をするに当たっての基本的な考え方というのをお尋ねしたいと思います。

法律上、議会を開かなくても行政のほうで専決処分をするということは可能ではあるんですけれども、例えば臨時議会を開いて、こういった金額の大きいものについて審議するというのが、本来、議会の議決権という役割からすると大切なことではあるかと思うんですが、今回、例に漏れず議会を開催するいとまがないということで専決処分をされておられますが、こうした専決処分の取扱いについて、町としてどのような方向、方針で行われるのかということをお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 加藤議員のご質問についてお答えいたします。

まず、臨時議会という方法もございますけれども、事務に遅れが生じないようにということで専決のほうをさせていただいております。

また、専決する際に、その前に議長とも相談させていただいておりますことを申し上げます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ほかに質疑ございませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑はないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岐南町一般会計補正予算（専決第2号））は、原案のとおり承認されました。

————— ◇ —————

第3 議案第37号

○議長（櫻井 明君） 日程第3、議案第37号 岐南町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

—————
（議 案 掲 載 省 略）
—————

○議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はございませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論もないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第37号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第37号 岐南町監査委員条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

第4 議案第38号

○議長（櫻井 明君） 次、日程第4、議案第38号 岐南町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

—————

（議案掲載省略）

—————

○議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号 岐南町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、福祉土木常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号については福祉土木常任委員会に付託します。

————— ◇ —————

第5 議案第39号

○議長（櫻井 明君） 次、日程第5、議案第39号 町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

—————

（議案掲載省略）

—————

○議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第39号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第39号 町道路線の廃止及び認定については、原案のとおり可決されました。



第6 議案第40号

○議長（櫻井 明君） 日程第6、議案第40号 工事請負契約の締結について（下印食雨水幹線整備工事）を議題とします。

(議 案 掲 載 省 略)

○議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

2番 加藤議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

議案第40号 工事請負契約の締結について（下印食雨水幹線整備工事）について質疑をいたします。

さきの全協でもご説明を丁寧にあいただき、質疑にもお答えをいただいておりますが、その質疑の中で、もう少し具体的にお答えいただきたい部分がありましたので、お尋ねをいたします。

お手元に配付された議案の中で工事の施工箇所が書かれておりますが、この東西にわたる雨水幹線の工事に伴いまして、ちょうど中央部分にある南北にわたる道路が、北小学校への通学路となっております。この通学路につきましては、八剣北、それから上印食の大部分の児童がここを通過して北小学校に行くという非常に主要な通学路になっておるわけでございます。

そうした中で、ここで工事が行われたときの安全対策ということについては十分配慮されるということでございましたが、具体的にどのように配慮して工事を安全に進めていかれるのかということをもまず1つお尋ねいたします。

さらに、今回、工事に伴いまして、この雨水管の断面積が広がることによって、降

雨時につきましてはその水路に流れる水の量が非常に多くなることが懸念されます。ちょうどその南側、歩道橋を渡った南側にある水路につきましても、同様の状況で断面積が大きい水路になっておりまして、そこに、フェンス、ガードレール、それから注意看板等、児童の安全に配慮した対策がなされておりますけれども、今回工事されるこの部分につきまして、どのような対応をされるのかお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 2点についての説明、答弁を求めます。

井上土木部長。

○土木部長（井上哲也君） 加藤議員さんの質疑にお答えいたします。

下印食雨水幹線整備工事につきましては、令和7年3月21日までの予定で工事を実施いたします。

施工区間は東西に97.5メートルで、その間に南北に町道427号線が工事箇所を横断する形となり、この路線が北小学校の児童の通学路となっております。そこで、安全を十分確保するために、通学路につきましては迂回していただく予定をしております。また、学校ともよく調整をいたしまして、迂回路、迂回区間等を決定いたしまして、羽島郡二町教育委員会を通して北小学校をはじめ関係者の方には周知してまいります。また、現場におきましても、通学路の変更経路が分かりやすいよう立て看板も設置する予定でございます。いずれにいたしましても、工事期間中は安全対策を徹底してまいります。

また、改良後におきまして水路断面が現在より大きくなりますことから、児童の登下校中またはその他の歩行者の方が水路に誤って落ちないようにガードレールを設置して安全対策を施してまいります。

また、今回の工事箇所の南側、県道をまたいだ側にも同じような水路がございます。議員ご指摘のように、その水路につきましては、西側にはフェンス、東側にはガードパイプが設置してございますが、それに加えて、今後、注意看板等を設置いたしまして、さらなる安全管理をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ほかに質疑はございませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第40号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第40号 工事請負契約の締結について（下印食雨水幹線整備工事）は、原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

第7 認定第1号から第13 認定第7号まで

○議長（櫻井 明君） 次に、日程第7、認定第1号から日程第13、認定第7号までを一括して議題とします。

—————
(議 案 掲 載 省 略)
—————

○議長（櫻井 明君） この7案件については既に説明が終わっておりますが、この後、松原監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、付託したいと思いますので、質疑を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） 異議なしと認めます。よって、質疑は省略します。

お諮りします。認定第1号から認定第7号までの7案件については、松原監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託をして審査することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第7号までの7案件については、松原監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

なお、決算特別委員会の正副委員長は、委員長に三宅祐司副議長、副委員長に渡邊憲司議員とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の正副委員長は、委員長に三宅祐司副議長、副委員長に渡邊憲司議員に決定いたしました。

————— ◇ —————

散会

○議長（櫻井 明君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日から9月18日までの13日間は議事の都合により休会とします。9月19日午前10

時から会議を開きます。

午前１０時１６分 散会

_____◇_____

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

櫻 井 明

岐南町議会議員

長谷川 淳

岐南町議会議員

村 山 博 司

